

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から61年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和52年1月から61年3月までの付加保険料が未納とされていた。

昭和51年8月に国民年金に任意加入した後、付加保険料を納付すると年金額が多くなると聞き、数か月後に付加保険料の納付手続を行った。手続の際、年金手帳に「52年1月1日（附）加入」の印を押してもらい、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者に資格が変わるまで、付加保険料を納付してきた。

このため、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年8月に国民年金に任意加入して以降、国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替えも適切に行っている。

また、申立人が所持する昭和51年8月4日に発行された年金手帳の国民年金の記録欄には、朱色で「52年1月1日（附）加入」の印が押され、付加保険料の納付手続を行ったことがうかがえる。

さらに、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、「52年1月1日（附）加入」と記載された後に横線で抹消されていることが確認できるが、本来であれば付加保険料を辞退した際に押される「〇年〇月〇日（附）辞退」の印が無く、行政側による事務処理の不備が認められる。

加えて、付加保険料の納付申込みを行った直後の昭和52年1月から同年3月までの付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年2月から58年3月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和57年2月から58年3月までの期間及び同年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間については、父が、両親、兄及び私の家族4人分の保険料を納付していたはずであり、事実、両親の保険料は納付済みとなっている。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳管理簿により、昭和58年10月17日以降であることが確認できることから、この時点では、現年度納付が可能である申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、A市（現在は、B市）において、申立人の国民年金手帳記号番号と同一日に国民年金手帳記号番号が払い出された、昭和58年11月以降に加入した者34人（申立人を含む国民年金強制加入被保険者）の国民年金被保険

者記録について調査したところ、そのうち 25 人は現年度保険料分から納付していることが判明したことから、当時、同市では、勧奨により加入した国民年金被保険者に対し、現年度保険料の納付を促していたことが推認できることから、申立人が、過年度納付となる申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和49年3月の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和49年3月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、現金で納付し、納付した際に茶色の横長の領収書を受け取った。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和49年6月14日から同年同月20日までの間であると考えられ、過年度納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、現金で納付し、納付した際に茶色の横長の領収書を受け取ったことを記憶しており、事実、申立期間当時、社会保険事務所において現金で保険料を納付した際、茶色の横長の領収書を発行していたことが確認できることから、申立人の主張には信憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和51年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日が、昭和51年3月31日である旨の回答を受けた。

私は、昭和51年3月31日までA社に勤務しており、当該資格喪失日は同年4月1日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人は、昭和51年3月31日まで、同社に勤務していたことが確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録では、同一日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である昭和51年6月30日より後の同年9月29日付けで、申立人を含む13人は被保険者資格の喪失に係る届出が遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、そのうち申立人を含む8人は同資格喪失日が同年3月31日となっているほか、同社役員4人を含む5人は同資格喪失日が同年6月30日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、昭和51年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を、雇用保険の記録における離職日の翌日で

ある同年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和51年2月の社会保険庁のオンライン記録から、6万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年9月6日）及び資格取得日（51年9月10日）を取消し、申立期間のうち49年9月に係る標準報酬月額を7万2,000円、同年10月から50年9月までの期間に係る標準報酬月額を8万6,000円及び同年10月から51年8月までの期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月6日から51年9月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和38年1月から53年7月までの期間のうち、49年9月6日から51年9月10日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、入社してから退職するまで一度も辞めることなく勤務し、毎月給与から厚生年金保険料も控除されていた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和38年1月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年9月6日に同資格を喪失後、51年9月10日に再度同資格を取得していることが確認できるものの、同社における申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、労働局に照会したところ、昭和38年1月18日から53年8月31日までの期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できるとの回答が得られたことから、申立人は、申立期間を含め、継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、B社から、申立期間当時、申立人は正社員として勤務していたこと及

び同社では社員全員を厚生年金保険に加入させていたと思う旨の回答が得られたほか、当時の同社の事務担当者からは、同様の証言に加えて、申立人は、申立期間を含む勤務期間中、継続して厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時の同僚一人は、当時、申立人はA社において労働組合活動を積極的に行っていたとしているほか、申立人と同様に労働組合活動を行っていた者として同僚二人の名前を挙げていることから、社会保険庁のオンライン記録により、その同僚二人の厚生年金保険被保険者資格を調べたところ、二人とも同社において継続して同資格を有していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録及び申立人の同僚の同社における申立期間の社会保険事務所の記録から、昭和49年9月は7万2,000円、同年10月から50年9月までは8万6,000円、同年10月から51年8月までは9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、関連資料が無いため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格喪失届及び同資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、仮に、申立期間に被保険者資格が認められる場合には、その後、少なくとも2回、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出される機会があったにもかかわらず、社会保険事務所がいずれも当該届出を記載しないとは考え難い。以上のことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年9月21日から同年10月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年9月21日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年8月21日から同年9月21日まで
② 昭和54年9月21日から同年10月8日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和54年8月21日から同年9月21日までの期間及び同年9月21日から同年10月8日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和54年分の給与所得の源泉徴収票、申立期間当時の「雇用保険受給資格者証」、日記等により、私が、昭和54年8月21日から、A社に勤務していたことは明らかである。また、申立期間中、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、申立期間②当時にA社に勤務していたことは、同僚の証言により推認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和55年1月26日であるところ、申立人から提出された同年1月分（昭和54年12月21日から55年1月20日まで）の給料支払明細書により、厚生年金保険料の控除が確認できることから、同社における厚生年金保険料の控除は、翌月控除であることが推認できる。

さらに、申立人から提出された申立人に係るA社における昭和54年分の給

与所得の源泉徴収票により、申立人は、昭和 54 年 8 月 21 日に、A 社に就職したことが確認できるほか、同源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額 4 万 9,007 円は、申立人が A 社の前に勤務した B 社における昭和 54 年 1 月分及び同年 2 月分の給料支払明細書で確認できる社会保険料並びに A 社における同年 9 月から同年 12 月までの社会保険料を合計した額 4 万 8,799 円にほぼ一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和 54 年 12 月分の給料支払明細書の総支給額及び控除額により、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A 社において、昭和 54 年 8 月の厚生年金保険料が給与から控除されていたと仮定すると、同年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は 5 万 6,665 円となり、申立人から提出された申立人に係る同社における同年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額 4 万 9,007 円と乖離する。

また、申立期間①当時、A 社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した同僚 11 人に照会したところ、回答のあった同僚のうち 2 人は、同社では、入社後 1 か月ないし 3 か月の期間は厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言が得られ、事実、そのうちの 1 人は、自身が証言する入社時期より厚生年金保険の被保険者資格取得時期が 1 か月遅いことが確認できることから、申立期間①当時、同社においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、A 社に照会したところ、申立期間①当時の資料は残存していないため、申立人の申立期間①における勤務は確認できないほか、申立てどおりの資格取得・喪失の届出の有無及び申立期間①に係る厚生年金保険料の納付については不明である旨の回答であった。

このほか、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月26日から45年1月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年1月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月29日から31年10月7日まで
② 昭和44年11月26日から45年1月26日まで

社会保険事務所に船員保険及び厚生年金保険の加入記録を照会したところ、C社が所有するD船に乗船していた昭和30年10月29日から31年10月31日までの期間のうち、30年10月29日から31年10月7日までの期間及びA社B工場に勤務していた43年12月26日から45年1月26日までの期間のうち、44年11月26日から45年1月26日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間①については、D船に乗船していたので、同期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。また、申立期間②については、昭和45年1月26日付けで、A社B工場から同社E工場へ異動となり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に照会したところ、申立人が申立期間②に同社に勤務していたとの回答が得られたほか、同社が保管する申立人に係る退職金一時金支払指示書により、申立人は、申立期間②を含む昭和39年12月2日から平成5年12月20日まで、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社における申立人に係る辞令には、昭和43年12月26日付けで同社B工場製造主任を命ずる旨及び45年1月26日付けで同社E工場勤務を命ずる旨の記載があり、同社が保管する申立人に係る記

録と一致する上、申立人から提出された同社における永年勤続の表彰状には、60年1月15日付けで「20年勤続」との記載があることから、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者資格について公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る資格取得日は昭和39年12月2日で、離職日は平成5年12月20日であるとの回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②にA社B工場に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る社会保険庁のオンライン記録における昭和44年度の定時決定の記録により、4万8,000円（17等級）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人が、申立期間①当時にC社の所有するD船に乗船していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

一方、申立期間①当時の同僚に照会したところ、C社における船員保険被保険者資格取得日が申立人と同日である同僚二人は、申立人がD船に乗船する以前から乗船していた旨の証言が得られたことから、申立期間①当時、船主は船員を乗船と同時に船員保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

また、C社における申立期間①当時の船主の息子に照会したところ、当時の船主及び一緒に仕事をしていたとする船主の第二人は、既に他界しており、申立人に係る船員保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間①に船員保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和45年9月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月6日から同年10月6日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場における被保険者資格取得日が、昭和45年10月6日である旨の回答を受けた。

私は、昭和45年9月6日付けでA社C工場から同社B工場へ異動したことから、同社B工場における被保険者資格取得日は、同社C工場での資格喪失日と同一であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「人事記録表」により、申立人は、昭和38年12月21日から平成6年1月20日まで継続して同社に勤務し、昭和45年9月6日付けで、同社C工場から同社D部（但し、実際の勤務地は同社B工場）に異動したことが認められる。

また、A社企業年金基金から提出された「厚生年金基金加入員台帳」により、申立人が、A社D部において厚生年金基金加入員資格を昭和45年9月6日に取得していることが確認できる。

さらに、A社企業年金基金に照会したところ、厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いていたとの回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和45年9月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社企業年金基金の記録における、A社B工場に係る申立人の資格取得時の記録により、8万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月22日から同年9月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成元年8月22日から同年9月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、平成元年8月22日にA社に入社して以降現在まで、引き続き勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者資格について公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る取得日は平成元年8月22日であるとの回答が得られた。

また、申立人から提出されたA社における平成元年9月分の給料支払明細書について、同社に照会したところ、同社における保険料控除方法は翌月控除であるとし、同明細書に記載されている社会保険料等の金額は同年8月分の保険料である旨の回答が得られたほか、同社の事務担当者から、申立期間当時、申立人の被保険者資格取得の届出を提出する際に誤りがあったと思われるとする旨の証言が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社における平成元年9月分の給料支払明細書に記載された、給与総支給総額及び厚生年金保険料から47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格取得の届出を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られたことから、事業主は平成元年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から43年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和38年3月から43年6月までの国民年金保険料が法定免除とされていた。

申立期間については、母が法定免除を行っていたが、昭和48年ころに、長女である私が、10年間の範囲内でさかのぼって保険料を追納できることを知り、A市役所において2万2,200円を追納したはずである。

このため、申立期間について、法定免除とされ、保険料が追納されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が管理する国民年金被保険者名簿には、申立期間直後の昭和43年7月から45年3月までの保険料について、「追納」の記載があることが確認できることから、申立人が51年9月7日に同市に転入後、その時点では、納付可能であった申立期間直後の保険料を追納し、申立期間については時効により保険料を追納することができなかったものと推認できる。

また、申立人の戸籍の附票により、申立人がA市に転入したのは、昭和51年9月7日であることが確認できることから、申立期間の保険料について、48年ころにA市役所において追納したとする申立人の長女の主張には、不合理な点が認められる。

さらに、申立期間について、仮に、昭和48年ころに追納した場合の保険料については、申立人の長女が主張する2万2,200円と大きく相違することから、申立内容に不合理な点が認められる。

加えて、申立期間の保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年12月から61年3月まで
会社を退職した昭和54年12月ごろ、A市(当時)に戻った際、母親と一緒にA市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。その後、母が、A市役所から送付されてきた納付書を使って、国民年金保険料を納付してきた。母から確実に納付していると聞いているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、その当時、申立人が居住するA市は、B社会保険事務所(当時)の管轄市町村であり、事実、申立人の兄に係る国民年金手帳記号については、同社会保険事務所において払い出される「C」となっているところ、申立人に係る同記号についてはD社会保険事務所において払い出される「E」となっており、申立人の国民年金手帳記号番号については、同市が同社会保険事務所の管轄となった60年3月以降に払い出されたものと推認できることから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の強制加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和61年4月19日以降であると考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和61年7月15日に、申立人の国民年金被保険者資格取得日が、同年4月1日から54年12月29日に訂正されていることから、申立期間当時、申立人は、国民年金被保険者資格を有しておらず、当該保険料を納付できなかったものと推認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の手續に直接関与しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月

60歳を迎えた時、社会保険事務所において年金相談をしたところ、老齢基礎年金を満額で受給するためには、あと6か月分の国民年金保険料の納付が必要であることを知り、A市役所において国民年金の高齢任意加入手続を行った。

その後、納付書が自宅に届いたので社会保険事務所に出向き、同所職員に、保険料の納付期間が6か月であることを確認した上で、保険料を手渡しして納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和16年*月生まれであるため、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第13条別表第4の規定に基づく老齢基礎年金に係る保険料の納付すべき期間は468月となる。平成13年*月時点で60歳に到達したことにより、B共済組合に加入していた期間（420月）のうち、同年*月分の老齢基礎年金に係る保険料の徴収がないことから、60歳に達した時点における申立人の老齢基礎年金に係る保険料の納付月数は、厚生年金保険被保険者期間の43月及びB共済組合の被保険者期間で老齢基礎年金の419月を合計した462月となる。このことから、申立人は、国民年金の高齢任意加入手続を行い、申立期間を含む平成15年3月から同年8月までの6か月分の保険料を納付したと主張しているが、申立人の住居地を管轄する社会保険事務所が管理する申立人に係る「領収（納付受託）済通知書」により、申立人が、同年4月22日に、同年3月から7月までの5か月分の保険料を、それぞれ1枚毎の納付書で納付していることが確認できるものの、領収番号が付

された申立期間に係る同通知書は無く、申立期間の保険料が納付された形跡はうかがえない。

また、社会保険事務所が管理する申立人に係る「国民年金被保険者資格取得申出書（高齢任意加入）」には、資格取得日が平成15年3月19日、資格喪失（予定）日が同年8月1日と記載されているほか、A市が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立人は、同年8月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間において国民年金の被保険者資格を有しておらず、納付書は発行されないため、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の申立期間当時の居住地を管轄する税務署が保管する申立人に係る「平成15年分の所得税の確定申告書A」により、平成15年に納付した国民年金保険料は6万6,500円（5か月分）であることが確認できる。

加えて、申立人は、社会保険事務所から送付されてきた納付書を持参して保険料を納付したと主張しているが、平成15年3月分の領収（納付受託）済通知書は、納付日と同一日の同年4月21日に発行されていることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

このほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から46年9月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から46年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和37年4月から46年9月までの付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和37年4月ころに、A村役場において国民年金の任意加入手続を行い、付加保険料を含む保険料を納付していた。

このため、申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月ころに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人が国民年金に任意加入した時期は、46年11月17日であることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和35年4月）による合算対象期間（カラ期間）であり、国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人は、昭和37年4月ころに国民年金の加入手続と同時に付加保険料の申し出を行ったと主張しているが、付加年金は45年10月に設けられた制度であり、事実、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人が付加保険料の申し出を行ったのは、46年11月25日であることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から54年6月まで

結婚後の住所変更手続、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、夫が行っていた。また、保険料については、一度も未納が無いと思っている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、昭和42年*月に婚姻した後も、申立期間直前の43年6月までの国民年金保険料を強制被保険者資格のまま納付していることが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和43年7月16日に、申立人は、国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間については、国民年金の被保険者資格を有していないため、保険料を納付することができない。

また、申立人の夫は、申立期間の保険料について、さかのぼって納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料について、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、戸籍の附票により、申立期間中に二度転居しており、現在居住しているA市には昭和46年12月に転入していることが確認できるが、申立人の主張どおり、A市に転入後に、保険料をA市役所発行の納付書で10年以上にわたり納付していたとするならば、本来であれば手続の必要がない申立人が、その夫がB社を退職して初めて国民年金に加入した54年7月に、国民年金の加入手続（申立人の夫と国民年金記号番号が連番）を行っている

ことが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 12 日から同年 6 月 25 日まで
② 昭和 38 年 2 月 9 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 37 年 4 月 12 日から同年 6 月 25 日までの期間及びB社（現在は、C社）に勤務していた 38 年 2 月 9 日から同年 8 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、閉鎖商業登記簿謄本により、A社は平成 8 年 6 月 1 日に解散していることが確認できるほか、同謄本に記載のある事業主は既に他界しており、また、申立期間①当時、同社における社会保険担当者も確認することができないため、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人及び申立期間①当時にA社において被保険者資格を有している者のうち、存命中で連絡先が確認できた者 2 人に照会したところ、1 人から回答が得られ、申立人が、申立期間①当時、同社に勤務していたことは記憶しているが、申立人に係る申立期間①当時の厚生年金保険の適用に関する証言は得られなかった。

さらに、A社の閉鎖商業登記簿謄本に記載のある取締役等に照会したところ、申立期間①当時、同社では、工員の給与等については社長の仕事で、入社後 6 か月くらい経過してから、それまでの勤務状況を見て、厚生年金保険の加入の有無を判断していた旨の証言が得られた。

加えて、申立期間①に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票綴には、申立人の氏名及び原票は見

当たらないほか、健康保険被保険者整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立人が、申立期間②当時にB社に勤務していたことは、申立人から提出された申立期間②当時に同社において撮影された写真により推認できる。

一方、C社に照会したところ、申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除及び納付の有無については不明としているものの、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えにより確認できる申立人の資格取得日及び喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、申立期間②当時にB社において被保険者資格を有している者のうち、存命中で連絡先が確認できた者3人に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうち1人からは、厚生年金保険の加入には様子を見る期間があったとしており、また、1人からは、3か月間程度の試用期間があった旨の証言が得られた。

さらに、上記回答があった同僚3人は、自身が証言する入社時期より厚生年金保険の被保険者資格取得時期が3か月ないし6か月遅いことが確認できることから、申立期間②当時、B社においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、申立期間②に係る社会保険事務所が管理するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票綴には、申立人を含む申立人が名前を挙げた同僚の氏名及び原票は見当たらないほか、健康保険被保険者整理番号に欠番も見られない。

3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月から 26 年 3 月まで
② 昭和 26 年 4 月から 31 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 8 月から 48 年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 25 年 4 月から 26 年 3 月までの期間、B社に勤務していた同年 4 月から 31 年 3 月までの期間及びC社に勤務していた 45 年 8 月から 48 年 7 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、法務局に照会したところ、D自治体E区に「F社」が存在していることが確認できたことから、社会保険庁のオンライン記録により「F社」という名称を持つ事業所を検索した結果、同区において当該事業所名に係る適用事業所は見当たらない。

また、上記検索結果により、申立期間①中に適用事業所となっている類似の名称の事業所として、G県H市に「A社」が存在していることが確認できたことから、申立期間①に係る社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたところ、申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人は既に亡くなっており、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録により「B社」を含む名称の事業所を検索した結果、申立人が主張する所在地であるD自治体I区に該当事業所は見当たらない。

また、上記検索結果により、申立期間②中に適用事業所となっている事業

所として、D自治体J区「K社」及びD自治体L市に「M社」が存在していることが確認できたことから、申立期間②に係る社会保険事務所が管理する「K社」及び「M社」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたところ、申立人の名前は見当たらない。

さらに、「M社」に照会したところ、同社は、「K社」の後継会社であり、D自治体I区に起業したことはない旨の回答が得られた。

加えて、申立人は、申立期間②当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

- 3 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録により「C社」を含む名称の事業所を検索した結果、申立期間③中に適用事業所となっている類似の名称の事業所として、D自治体N区に「C社本社」が存在していることが確認できたことから、申立期間③に係る社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたところ、申立人の名前は見当たらない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人の妻のみであるところ、社会保険庁のオンライン記録により、その妻は、申立期間③当時、C社における厚生年金保険被保険者資格を有していないことが確認できるほか、申立人は、昭和45年8月21日から58年10月3日までの期間については、国民年金被保険者資格を有しており、そのうち、45年8月から47年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び48年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人がC社の前に勤務したO社P工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、同社を退職（昭和45年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失）してから昭和49年3月18日までの間、右下腿骨折の継続療養証明書の交付を受けていることが確認できることから、申立期間③中にC社に勤務していたとする、申立人の主張には不合理な点が認められる。

- 4 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 638

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 10 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 10 月 30 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、Bの従業員として働いており、給料を受け取る際、厚生年金保険についての説明を受けたことを記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時にA社に勤務していたことは、同僚の証言により推認できる。

一方、申立期間当時にA社に勤務していた同僚13人のうち、存命中で連絡先が判明した7人に照会したところ、回答が得られた5人のうち4人から、申立期間当時、申立人は正社員というよりむしろ家事手伝いの仕事が多かった旨の証言が得られたほか、1人から、申立期間当時、同社においては、社員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなく、個人差があった旨の証言が得られた。

また、社会保険事務所が管理する申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時、申立人と同一部屋に住み込みで、CやD業務を担当していた従業員として、申立人が名前を挙げた女性の同僚一人の名前は見当たらない。

さらに、A社の後継会社であるE社に照会したところ、現在の会長から、祖父に当たる申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び事業主による厚生年金保険料控除の事実については、当時の書類等が残存していないため不明であるとしているものの、残存している

昭和37年の資料及び自身の記憶により、37年当時、A社では社員全員を厚生年金保険に加入させておらず、申立期間当時も、厚生年金保険については同様の取扱いであったと推測される旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 24 日から 28 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関に勤務していた昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 4 月 1 日までの期間のうち、27 年 5 月 24 日から 28 年 4 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 28 年 3 月の卒業式まで、A機関に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時にA機関に勤務していたことは、申立人が名前を挙げた同僚の証言により推認できる。

一方、A機関に照会したところ、申立人の在籍を確認できる資料が残存していないため、申立人の申立期間における勤務状況については確認できない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚 9 人のうち、連絡先が確認できた 3 人に照会したところ、1 人から回答が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、A機関における厚生年金保険被保険者取得日及び喪失日が申立人と同一日である同僚 8 人及び申立期間当時同法人に在籍していた同僚 3 人の計 11 人のうち、連絡先が確認できた 4 人に照会したところ、3 人から回答が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が管理するA機関の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は、昭和 27 年 5 月 24 日に同法人における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。また、当該名簿により、申立人及び事業主を含む 33 人が、昭和 27 年

5月24日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失しているほか、健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 640 (事案 414 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和 33 年 8 月 1 日から 38 年 1 月 1 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることについて、受給した記憶は無いとする私の申立てが認められなかった。

前回の申立てに対する委員会の判断の理由に、脱退手当金裁定請求書の写しに私の署名及び押印が確認できるとなっているが、それは私のものではないので、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社から、申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと思う旨の証言が得られている上、同社が保存している脱退手当金の裁定請求書の写しでは、申立人の署名及び押印が確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、上記裁定請求書の写しにある署名及び押印は自分のものではないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。